

判決年月日	平成 1 9 年 5 月 3 1 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成18年（行ケ）第10528号		
○ 「 P O L O C O U N T R Y 」の標準文字からなる商標が下記「 P O L O 」の文字からなる各商標と類似するとして，これらが類似しないとした審決が取り消された事例			

（関連条文）商標法4条1項11号

被告は、下記商標（以下「本件商標」という。）の商標権者である。

【商標の構成】「P O L O C O U N T R Y」（標準文字）

【指定商品】第25類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」

原告は、本件商標についての無効審判請求人であり、「本件商標は、下記各商標（以下「引用商標A・B」という。）外3個の商標と類似し、本件商標の指定商品中「被服」は、引用商標A・B等の指定商品と同一又は類似するものであるから、本件商標の指定商品「被服」に係る登録は、商標法4条1項11号に違反してなされたもので無効である」旨主張したが、特許庁が請求不成立の審決をしたため、その取消しを求めて本訴を提起した。

A【商標の構成】「P O L O」の文字からなるもの。

【指定商品】旧別表第17類「ネクタイ，その他本類に属する商品，但し，ポロシャツ及びその類似品ならびにコートを除く」

B【商標の構成】「P O L O」の文字からなるもの。

【指定商品】旧別表第17類「被服（運動用特殊被服を除く）布製身回品（他の類に属するものを除く）寝具類（寝台を除く）」

審決は、「本件商標は、引用商標A・B等と、外観、称呼及び觀念のいずれの点より見ても類似しない商標であり、商標法4条1項11号に違反して登録されたものでないから、同法46条1項の規定によりその登録（指定商品中「被服」に係る部分）を無効とすることはできない」旨判断した。

本判決は、次の理由により、本件商標の指定商品中「被服」に係る登録は、商標法4条1項11号の規定に違反してされたものというべきであり、これと異なる審決の判断は誤りであるとして、審決を取り消した。

「証拠によれば、「C O U N T R Y」又は「カントリー」の語は、一般には、「国」、「地方」、「田舎」、「郊外」等の意味を有するものであるが、服飾用語としては、専ら「田舎」、

「郊外」又はこれに類する意味に限定され、「カントリー・ウェア」、「カントリー・ジャケット」などのように、「田舎風の」というような意味で、他の語句の修飾語として用いられる場合、「カントリー調」、「カントリー風」などのように、物事の様子やおもむきを表す語と結び付いた状態で「田舎風」という趣旨で用いられる場合、さらに、「COUNTRY」又は「カントリー」単独で、あるいは「ブリティッシュ・カントリー」のように、他の語句に修飾されて、「田舎風」という意味で用いられる場合などがあることが認められる。そうであれば、「COUNTRY」又は「カントリー」の語が被服について使用された場合には、これに接した取引者・需要者は、これらの語が、当該被服がカントリー・ウェア、あるいはカントリー風のデザイン、色彩等を備えた被服であることを示すものと認識、理解するのが通常であるということができ、そうだとすると、「POLO COUNTRY」の欧文字から成る本件商標が、その指定商品である「被服」について用いられた場合、本件商標の構成中の「COUNTRY」の部分は、当該被服の形状、品質等を表すものとししか認識されず、「POLO」の部分のみが、自他商品の識別機能を果たすものと、取引者・需要者に認識されることは明らかである。したがって、本件商標のいわゆる要部は、「POLO」の文字部分にあるものと認めるのが相当である。

一方、引用商標A・Bは、まさに「POLO」の文字のみからなるものであるから、本件商標の要部と対比すると、称呼において同一であるといえることができる。

また、「POLO」の語が、主として英国及び旧英国領の諸地域等において行われている馬上競技を示す普通名詞であること、襟付の半袖のカジュアル衣料を示す「ポロシャツ」の語が、本来ポロ競技の選手が着用したことにちなむもので、今日広く各国において普通名詞として用いられていることは、公知の事実であり、本件商標の要部と引用商標A・Bとは、いずれも、取引者及び需要者に、ポロ競技又はその略称であるポロの観念を生じさせるものと認められる。

そうすると、本件商標と引用商標A・Bとは、称呼及び観念において類似するというべきである。

以上に加え、本件商標の指定商品中「被服」と引用商標A・Bの指定商品とは重複し、その需要者が通常は特別の専門知識を有しない一般消費者であることをも併せ考慮すれば、本件商標と引用商標A・Bとは、本件商標の指定商品中「被服」について使用される場合、商品の出所につき誤認混同を生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件商標の指定商品中「被服」に係る登録は、商標法4条1項11号の規定に違反してされたものというべきであり、これと異なる審決の判断は誤りであるといわざるを得ない。」